

日南市 請求書の押印省略に関するQ&A

1 対象となるもの

番号	質問	回答
1	押印省略や電子メール等での提出が可能となるものは何ですか。	令和6年4月1日以降に発行される請求書、見積書(以下「請求書等という。」)が対象になります。なお、以下のものは今回の変更の対象ではありません。 ・請求書等であっても法令、規則または要綱等の規定により押印や書面による提出が必要なもの。 ・請求書等以外のもの(入札書、委任状など)
2	助成金や補助金等の請求書等も押印が省略できますか。	法令や規則等により異なりますので、提出先の担当部署にご確認ください。
3	電子メール、FAX で押印を省略した請求書等を提出してよいですか。	電子メールによる提出は可能ですが、FAX は不可とします。電子メールで提出する場合も、PDF形式で内容が鮮明に読み取れるものに限りです。提出の際は、提出先の担当部署に提出方法や送信先のメールアドレスを必ず確認してください。
4	従来どおり、押印した請求書を郵送や持参してもよいですか。	従来どおり押印した請求書等の取扱いに変更はありません。

2 押印省略の方法

番号	質問	回答
1	押印を省略する場合の代替方法を教えてください。	請求書等に「発行責任者及び担当者」の氏名(フルネーム)及び連絡先(電話番号またはメールアドレス)を記載してください。法人等で役職や所属部署がある場合は、役職名等も記載してください。 提出した書類について、担当部署で真正性を確認できれば押印が省略できます。 真正性の確認には、上記の記載に加え、決められた提出方法がありますので、必ず提出先の担当部署に確認してください。
2	発行責任者とはどういう者ですか。	代表取締役など社内において権限のある方や、支店長、営業所長、部長等の権限の委任を受けた方をいいます。
3	担当者とはどういう者ですか。	請求書等の発行事務を担当する方をいいます。
4	電話番号とメールアドレスは両方記載する必要がありますか。	両方記載する必要はありません。 固定電話を基本とし、無い場合に携帯電話、それも無い場合にメールアドレスを記載してください。
5	1人で事業所を経営している場合など、代表者と発行責任者と担当者が全て同じ場合はどのように記載したらよいですか。	発行責任者については代表者と同じであっても記載してください。担当者については、「発行責任者と同じ」や「同上」などで省略可能です。
6	発行責任者や担当者を記載した場合は、法人の代表者氏名等は省略できますか。	できません。 発行責任者と担当者を『追加して記載』するものですので、従来の記載事項は省略できません。
7	押印をした請求書等にも発行責任者や担当者の記載が必要になるのですか。	従来通り押印した請求書等には、発行責任者や担当者の記載は不要です。